

議第24号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会の項を次のように改める。

まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺産の認定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会	地域コミュニティの活性化及び市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	20人以内	委嘱の日から2年以内において市長が定める日まで

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会を設置する必要があるので提案する。